

# 第5部

# 計画の推進体制

- 1 計画推進におけるそれぞれの責務
- 2 推進体制
- 3 計画の評価



## 第5部 計画の推進体制

### ① 計画推進におけるそれぞれの責務

#### 1 県の責務

県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施します。また、その施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、市町と連携を図ります。

#### 2 保護者の責務

保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情を持って子どもを健やかに育てます。

#### 3 子ども・子育て支援機関等の責務

子ども・子育て支援機関等は、子ども・子育て支援を積極的に推進するとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めます。

#### 4 事業者の責務

事業者は、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めます。

#### 5 県民の責務

県民は、子ども・子育て支援についての理解と関心を深めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めます。

### ② 推進体制

#### 1 県の推進体制

知事を本部長とする「栃木県子ども・子育て支援本部」を中心として、庁内関係部局が緊密な連携を図りながら、本計画を着実に推進するよう努めます。

#### 2 市町との連携協力

県及び市町は、それぞれが実施する子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力します。

### 3 協働による推進

子ども・子育てのニーズに応じた多様で柔軟なサービスの提供を支援するため、地域住民、NPO・ボランティア、企業等の力を活用するなど協働を推進します。

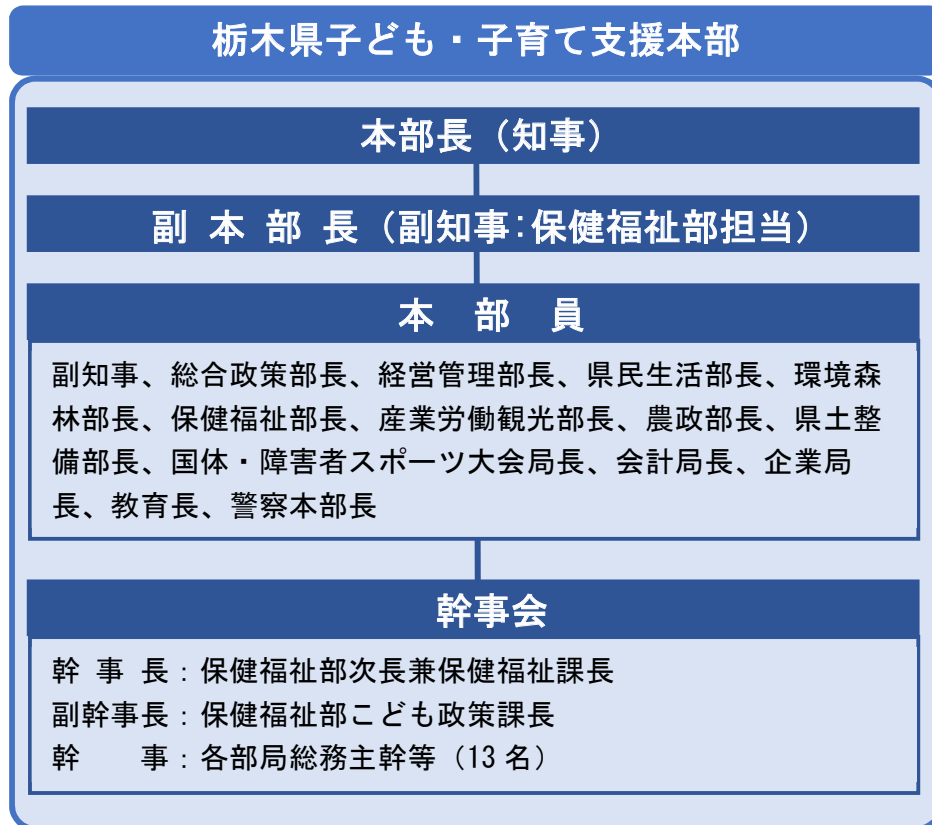


図 30 栃木県子ども・子育て支援本部の組織

## 3 計画の評価

### 1 定期的な評価・公表

県は、毎年度、本計画に定めた具体的な施策の実施状況や施策目標の進捗状況を点検評価し、公表します。また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。

### 2 子ども・子育て審議会への報告等

計画の進捗状況の評価に際しては、子ども・子育てに関する有識者等で構成する「栃木県子ども・子育て審議会」（以下「審議会」という。）において、具体的な施策の取組状況や施策目標の達成状況等を報告します。

また、計画の策定時や、計画の進捗状況を評価した結果、計画を見直す場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くこととします。